

令和5年度

# 板橋区児童相談業務人材育成専門員【児童福祉担当・児童心理担当】 (会計年度任用職員)採用選考案内

この採用選考は、板橋区子ども家庭総合支援センターで勤務していただく児童相談業務人材育成専門員【児童福祉担当・児童心理担当】(会計年度任用職員)を任用するために実施するものです。

## 1 募集職種・採用予定数・勤務場所

募集職種	採用予定数	勤務場所
児童相談業務人材育成専門員(児童福祉担当)	1名	板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所) 所在地:東京都板橋区本町24番17号
児童相談業務人材育成専門員(児童心理担当)	1名	

## 2 職務内容

次の各号に掲げる職務

	児童相談業務人材育成専門員 (児童福祉担当)	児童相談業務人材育成専門員 (児童心理担当)
(1)	児童虐待に関する通告受理、緊急受理会議、状況調査及び児童虐待が認められる家庭への支援、板橋区子ども家庭総合支援センターで受けた相談等への対応について、当センター職員に対して助言及び指導をすること	
(2)	援助課長の指揮監督の下、当センターの児童福祉司に対して助言及び指導をすること	援助課長の指揮監督の下、当センターの児童心理司に対して助言及び指導をすること
(3)	その他前各号に付随する事項	

## 3 受験資格

次の各号に掲げる方

	児童相談業務人材育成専門員 (児童福祉担当)	児童相談業務人材育成専門員 (児童心理担当)
(1)	児童福祉司の任用資格を有する者のうち、児童虐待に関する相談援助業務の実務経験が5年以上ある方	児童心理司の任用資格を有する者のうち、児童虐待に関する相談援助業務の実務経験が10年以上ある方
(2)	前号の他、板橋区子ども家庭総合支援センター所長が必要な資格又は経験を有すると認める方	

※ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

### 【参考】地方公務員法 第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心身耗弱を原因とするもの以外)。

#### 4 任用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（予定）

※条件付採用期間あり（原則1か月）

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ面接及び勤務実績等に基づく能力実証の結果が良好であると任命権者が認めた者については、再度任用される可能性があります（再度任用を保障するものではありません）。

#### 5 勤務条件

	児童相談業務人材育成専門員 (児童福祉担当)	児童相談業務人材育成専門員 (児童心理担当)
(1) 報酬額	日額 16,742 円（地域手当相当分を含む） ※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。 ※ 通勤に係る費用は実費を支給します。（1か月の上限額：55,000円） ※ この他に基準を満たした場合には、期末手当の支給があります。 ※ 原則として月末締め翌月15日に金融機関口座に振り込みます。	
(2) 勤務日	月16日以内 ※相談の上、援助課長が決定	月9日以内 ※相談の上、援助課長が決定
(3) 勤務時間 ※休憩時間を除く	8時30分から17時30分までの間で、1日7時間45分勤務	
(4) 休憩時間	1時間	
(5) 週休日	原則、土曜日、日曜日 ※週休日は、勤務表（シフト表）によって、4週間ごとに定める。	
(6) 休日	祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日、その他規則で定める日	
(7) 休暇	年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。※一部、基準を満たした場合に付与	
(8) 時間外労働	原則なし（業務の繁忙時期により、発生する場合があります）	
(9) 加入保険	雇用保険、厚生年金、健康保険	
(10) その他	勤務場所は建物内・敷地内ともに禁煙	

#### 6 選考方法・日程等

選考方法	採用選考申込書による書類審査及び面接により総合的に判断し、合格者を決定します。 面接は、会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別に行います。
選考日程等	<b>令和5年1月24日（火）又は25日（水）に面接を実施予定</b> ※選考日程の希望は受け付けません。 ※面接の詳細は令和5年1月16日（月）以降にお知らせします。令和5年1月18日（水）までに連絡が無い場合は、「8 申込先・問い合わせ先」までご連絡ください。
結果発表	令和5年2月上旬頃、受験者全員に通知予定 ※内定者には、任用の手続き等をお知らせします。

## 7 申込方法・申込期限

申込方法	下記の申込期限までに、以下の書類を郵送又は直接持参で提出してください。 【提出書類】 ・板橋区児童相談業務人材育成専門員(会計年度任用職員)採用選考申込書(兼履歴書)	
申込期限	郵送申込の場合	令和4年12月23日(金)【当日消印有効】 ※封筒の表面に「児童相談業務人材育成専門員」と朱書きし、必ず簡易書留で送付してください。なお、普通郵便による事故については責任を負いません。
	持参申込の場合	令和4年12月26日(月)【17時まで】 ※窓口受付は、土曜・日曜・祝日を除く9時から17時まで。

※申込書は返却いたしません。

※申込書は今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用いたしません。

## 8 申込先・問い合わせ先 ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

板橋区子ども家庭総合支援センター 援助課 運営係

〒173-0001 東京都板橋区本町 24 番 17 号

電話 03-5944-2374

※問い合わせの際には、「児童相談業務人材育成専門員(会計年度任用職員)採用選考について」の旨をお伝えください。

※持参の場合は、板橋区子ども家庭総合支援センター 1階総合受付にてお声がけください。

## 9 板橋区子ども家庭総合支援センター案内

### 【交通アクセス】

都営三田線「板橋本町駅」下車 徒歩7分

東武東上線「中板橋駅」下車 徒歩20分

国際興業バス「大和町」下車 徒歩7分

### 【周辺案内図】

